

# 高齢者・障がい者入居支援事業

## 実績報告書



平成24年3月

特定非営利活動法人

おかやま入居支援センター

## 目 次

おかやま入居支援センターの目的	2
・個人を支えるネットワーク	2
・申込の流れ	3
視察調査報告	4
報告交流会（平成24年1月22日）	9
障がいのある刑余者及び被虐待者の入居支援体制構築事業報告	15
報告・意見交換会（平成24年3月4日）	19 不
表彰されました	28
まとめ	29

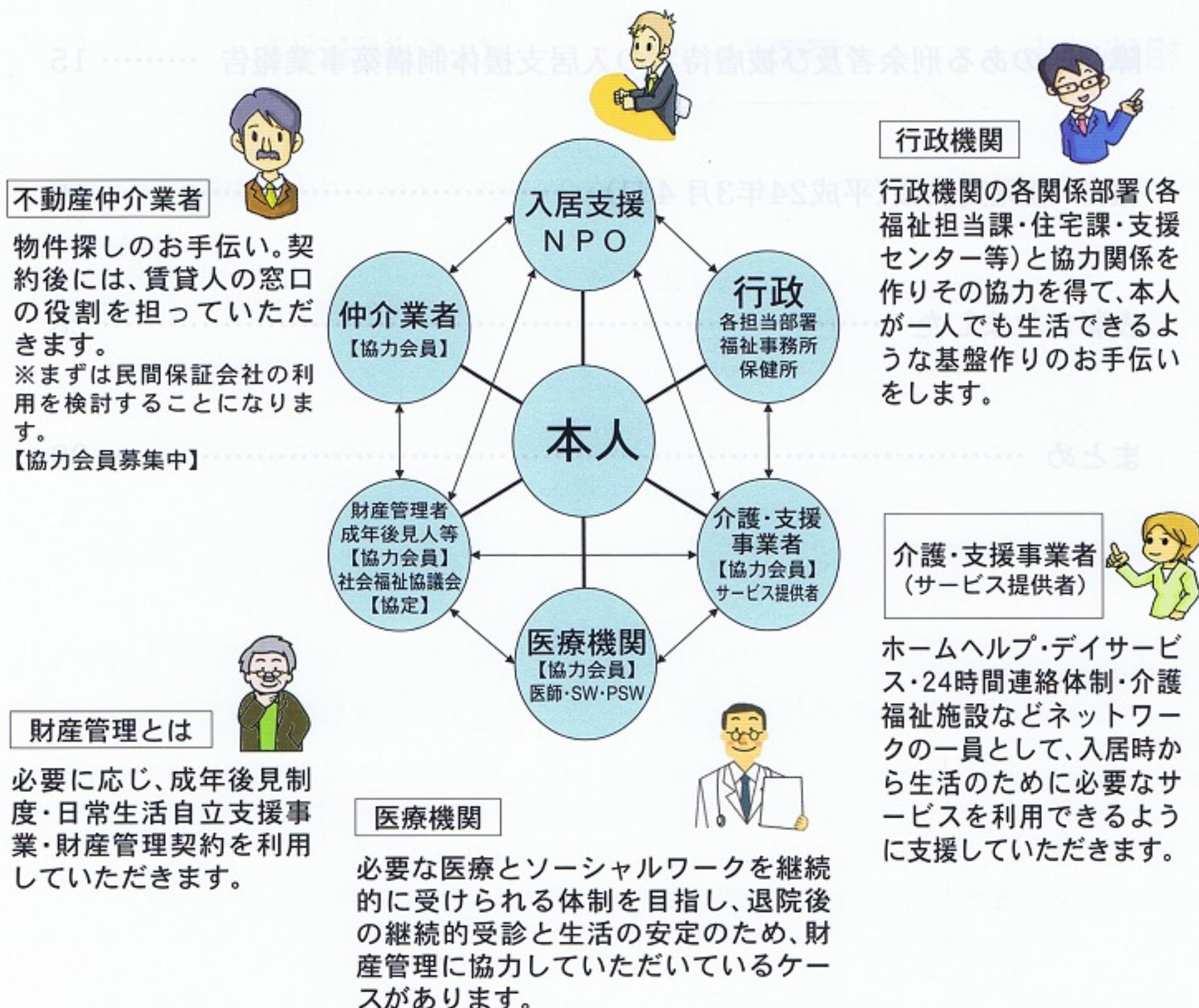
# おかやま入居支援センターの目的

おかやま入居支援センターは、住居の確保が困難な方々の入居を支援するため、関係機関と協力してネットワークを形成し、必要に応じて入居時の保証人となるなどの方法により、住居を確保し、誰もが安心して暮らせる街づくりの一翼を担うことを目的としています。

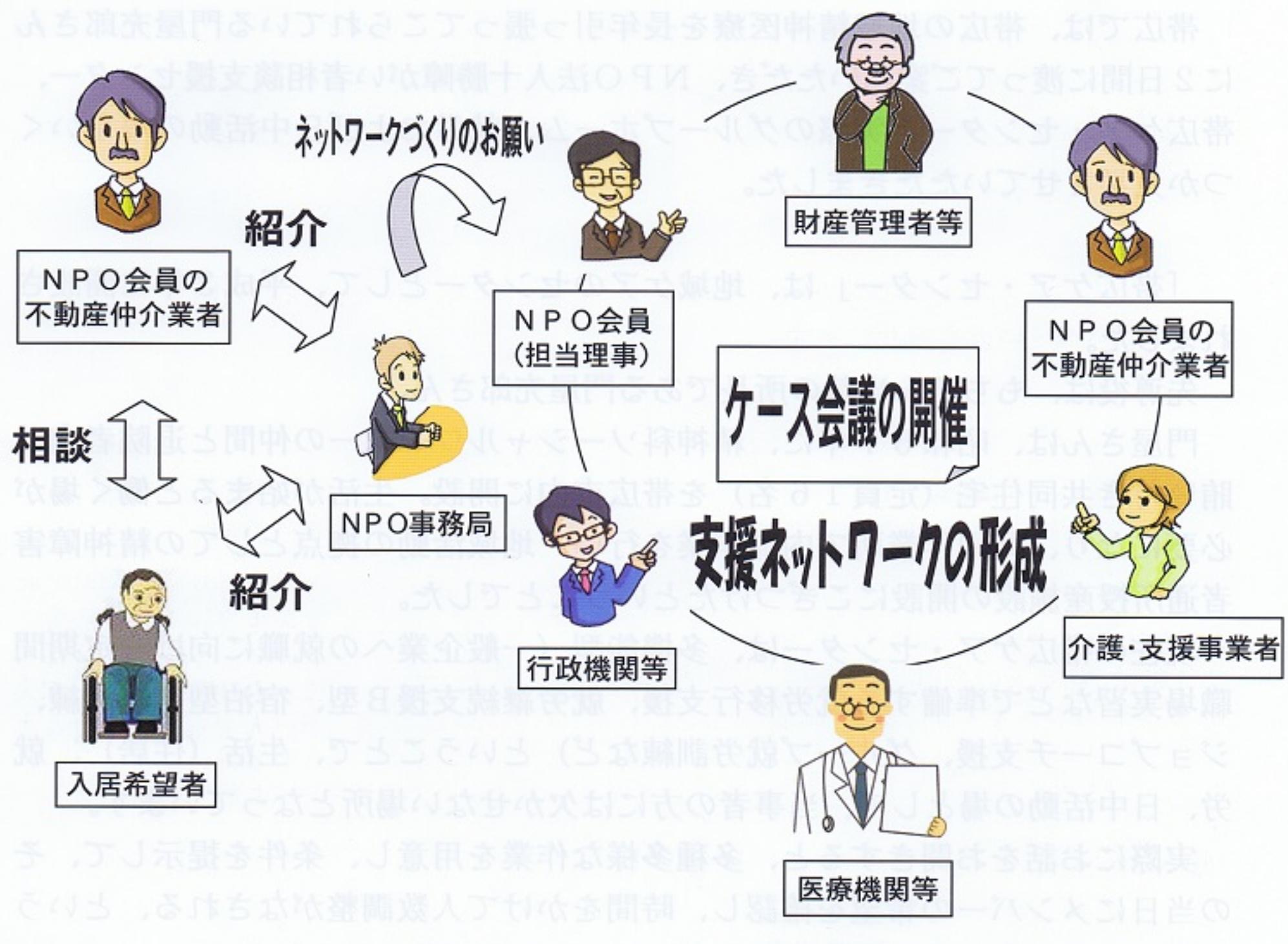
## 入居支援ネットワーク概念図

当NPOは入居支援ネットワークを形成するため他の関係機関とつながりを作ります。

必要に応じて入居の保証（緊急連絡先や保証人になるなど）と退去時の明渡しの諸手続きを行ないます。



# 物件探し支援・ネットワーク形成支援



## 物件探し支援

[NPO事務局⇒NPO会員の不動産仲介業者]  
入居希望地域のNPO会員の不動産仲介業者を紹介します。

※物件探し支援ができないエリアもあります。

## ネットワーク形成支援

[申込同行者 + NPO担当者 + 支援関係機関]  
ケース会議を開くなどして支援ネットワークを形成します。

## 視 察 報 告

おかやま入居支援センターでは、平成23年10月に、北海道帯広市と「べてるの家」で有名な浦河町への視察訪問を行ってまいりました。

視察の目的は「精神障がいのある方への地域生活支援について、先進地での実践を理解する」ということが第一でした。

帯広では、帯広の地域精神医療を長年引っ張ってこられている門屋充郎さんに2日間に渡ってご案内いただき、NPO法人十勝障がい者相談支援センター、帯広ケア・センター、実際のグループホーム、就労および日中活動の場をいくつか見学させていただきました。

「帯広ケア・センター」は、地域ケアのセンターとして、平成3年に開設されました。

先導役は、もちろん当時の所長である門屋充郎さん。

門屋さんは、昭和57年に、精神科ソーシャルワーカーの仲間と退院者向け賄い付き共同住宅（定員16名）を帯広市内に開設。生活が始まると働く場が必要になり、共同作業所で内職作業を行い、地域活動の拠点としての精神障害者通所授産施設の開設にこぎつけたということでした。

現在の帯広ケア・センターは、多機能型（一般企業への就職に向け一定期間職場実習などで準備する就労移行支援、就労継続支援B型、宿泊型自立訓練、ジョブコーチ支援、グループ就労訓練など）ということで、生活（住居）、就労、日中活動の場として、当事者の方には欠かせない場所となっています。

実際にお話を聞きすると、多種多様な作業を用意し、条件を提示して、その当日にメンバーの希望を確認し、時間をかけて人数調整がなされる、というように、当事者意思の尊重が徹底されていることが分かりました。



帯広ケア・センター



ハウスの中

住居、生活、就労などについて「必要だから増やしてきた」という言葉が印象的で、帯広では、精神保健に関わる専門家が一致協力して、いち早く入院中心の医療から脱却し、在宅での生活と通院医療を目指したことが大きかったことが理解できました。



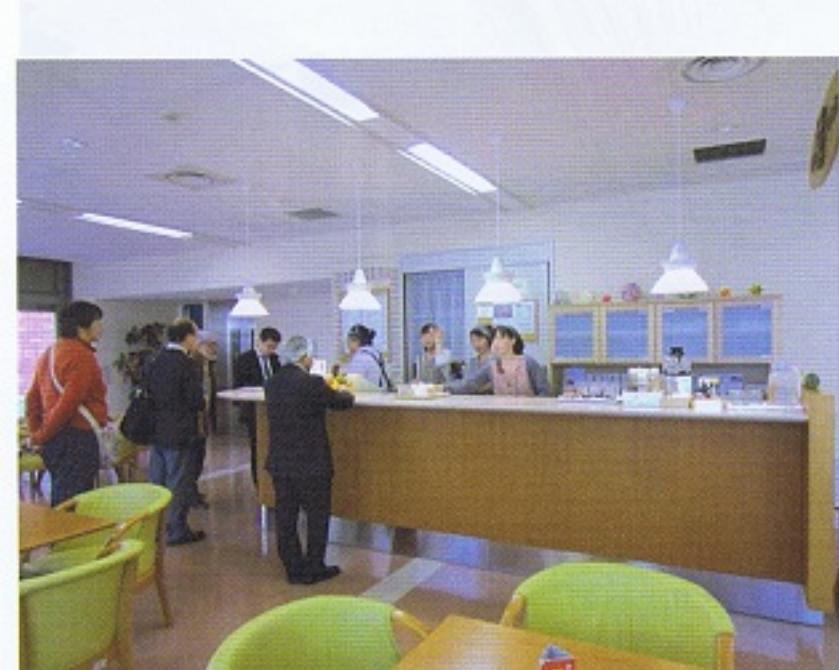
グループホーム悠夢ハイツ



グループホーム朋友荘



福祉サービス事業所 ステップ



帯広市図書館の中の喫茶『栄』



クッキーハウスぶどうの木

そして多様な地域活動支援センターや日課資源は当事者の方の良い経験につながっており、岡山で展開したいと考えている方向性が間違っていないことを確認することができました。

岡山でも、それぞれが居住環境を選択でき、居住場所のごく近くに安心して立ち寄れる場所があり、そこには相談スタッフが居て必要に応じていろいろな相談や支援を受けることができ、また本人が希望すれば食事の提供も受けられる。そしてこのような場所が複数ある。——ということを目指したいと感じました。

また、福祉制度と商店街の活性化等の地域おこしをコラボし、商店街の店舗で販売・交流・観光拠点の諸活動を担うことで、日中活動の拠点を提供していました。



アンテナショップ べんぞう商店



コミュニティショップ ミナミナ

こういった実践は、当事者の方が地域で役に立っていると実感を持てる効果があるだけでなく、商店街の方々に活動を理解して協力していただける地域づくりもでき、誰もが安心して活き活きと暮らせる街づくりの貴重な一歩となると思います。

岡山においても、シャッター通りが多くなってきてるので、福祉関係者だけでなく、より広いネットワークを作り上げることが課題だと認識しました。

帯広は、再確認の2日間でした。

もう一ヵ所の視察先である、浦河町「べてるの家」は、昭和53年に浦河日赤病院の精神科を退院した回復者2~3名の方が、協会の片隅で牧師夫人指導のもとに昆布作業をしたのが始まりということでした。



べてるの家



ニューベてる

今では精神障がいに限定せず、いろいろな障がいのある方が、多数活動・活躍されています。

住む・働く・支えるということを実現している町で、注目度も高いため、年間3,000名~3,500名の方が見学に訪れるということでした。

私たちがお邪魔した日は21名の見学者（実習生含む）がありました。

私たちは、午前中のプログラムに参加させていただきました。

プログラムは曜日によって異なるらしく、この日の午前中は①朝のミーティング、②当事者研究、でした。

朝のミーティングの初めに、迎能プロダクションのKさんが替え歌『べてるのズンドコ節』でお迎えしてくださったのですが、まずこの歌詞に驚かされました。

歌詞の一部分をご紹介します。

- ♪ いいじゃありませんか 精神病
- ♪ 神からもらった宝物
- ♪ 普通の人とはちがつても
- ♪ みんな立派な病気もち

病気、症状、周りに迷惑をかけてしまっていることを歌詞にし、明るく歌つていらっしゃるKさんに、皆心からの拍手を送りました。

そして、朝のミーティング。

メンバーの皆さんと、その日の体調、1日の活動を報告しあう時間でした。

「〇〇です。元気です。今日は〇〇を行います。」と、体調とその日の行動の報告を行います。  
体調が悪ければ、休むのも選択。

その後の当事者研究は、また非常に興味深いもので、その名の通り「当事者研究」でした。

まず、発表者の方が、ある行動について発表します。  
なぜそういった行動を起こしたのかについて、自分自身で、また他のメンバーさんも一緒になって意見を出し合うことで、どういったときにその行動が起これやすいかが段々分かってきます。

すると、自分で自分の特徴を病名に付けてしまう『自己病名』が出来上がる——という訳なのですが、どの方も堂々と意見を言われますし、何よりメンバーの皆さんが明るかったのは、心強いことでした。

べてるでは、『一人一起業』と言われ、それぞれの方がやりたいことを形にされています。

そしてそこに、行政や地域を巻き込んだ活動（地域おこしの主役）が展開されています。

当事者の方々の企画力に驚き、いきいきとした皆さんの表情と連帶力に感動しました。

今回の帯広、浦河の視察を通じ、人が集まって工夫すれば、そしてみんなが強い思いを持続ければ、目標を実現できるということを再確認しました。

更に、再確認するだけでなく、この経験を今後の岡山での活動にどのように活かしていくかを考える報告交流会に、ご多忙の門屋充郎さんに無理を言ってご参加いただきましたお約束まで取り付けることができました。

本当に充実した視察でした。

帯広で出会えた皆様、浦河べてるの家で元気を分けてくださった皆様、本当にありがとうございました。

この場を借りまして、改めて御礼申し上げます。

## 報告交流会

平成24年1月22日（日）、帯広・浦河町べての家の視察について、報告交流会を開催しました。

視察でお世話になった門屋充郎さんをパネリストにお迎えしての報告交流会は、約100名の方に足を運んでいただく、大盛況の会になりました。

まずは、視察を行ったおかやま入居支援センターからご報告をしたのち、パネリストの皆様から実践のご報告をいただきました。

パネリスト①門屋充郎氏 NPO法人十勝障がい者支援センター 理事長  
『帯広・十勝圏域の地域精神医療保険福祉活動  
～社会(生活)モデルと医学モデルの連携～』

地域生活支援の基本は、「三つのいき場」である。

(1)生き場：住居＝安心の基地・・・多様な住居の提供と経済基盤

病院（施設）は生活の場（人生の基地）ではない。家族の扶養に頼るのではなく、足りないものを補完する条件を整えれば生活は可能である。

人が健康な生活を継続するためには、それぞれが安心の基地を持っていることが重要。基地なくして心身ともに健康な生活は確保されない。基地はその人なりに安心できる場でなければ役割を果たせない。そして安心はその人のその人らしさを引き出せる、もっとも重要な生活要素である。

個々人に共通する安心の基地として、最低の要件を満たすことを目指し、住居の確保に取り組んだ。それが住居資源の提供である。

住居はすべて借家で、自炊型もあれば食事付もある。2006年まで増やし続け、全部で約260人分以上の確保ができた。

(2)行き場：その人その人の日課・・・社会参加、社会関係、成長機会

生活リズム・体力作り・人との出会い・社会とのかかわり・家族との距離を保つ、といったことを目的として、日中活動の場を提供。

朋夢共同作業所（1986年）、帯広ケア・センター（1991年）、クッキーハウスぶどうの木（1993年）、帯広生活支援センター（1997年）、キッチンハウスあしたば（2000年）など。

また、市役所軽食喫茶、図書館軽食喫茶、御用聞き屋 べんぞう商店、市役所売店など、多様な就労支援を行った。

働いてお金を少しでももらうことが自立への自覚を促す体験となった。

### (3) 活き場：自由・解放された時間と空間・・・元気の源、究極の個別化

仲間つくり、たまり場つくりを必要なものと考え、希望に向かうことへの支援を行った。そして、ピアサポートスペシャリストに注目した。

あおぞら会(1968年)、つくしの会(1977年)、やまばと会(1980年)、断酒会などの多様なセルフヘルプグループを支え、市町村のミニディケア、サロンなども活き場として利用した。

地域ケアが充実すると入院施設は少なくてすむ

パネリスト②藤田大輔氏 大和診療所（ACT-Zero岡山）院長  
『ACT-Zero岡山の紹介』

Assertive Community Treatment (ACT) 包括・積極的地域生活支援プログラムのポイントは、従来このサービスがないと入院になったであろう重度の精神障がい者を対象とし、社会・医療から孤立しがちな重度の人に対して生活の場で多種チームによる生活支援を行い、自立的で質の高い地域生活を送ってもらうことにある。

地域の中でのACTは、利用者、家族、各機関の退院促進・在宅支援の選択肢の一つとして必要ととらえることができ、責任を持つ地域支援を提供することで、入院への閾値を上げる。しかしACTは万能ではないため、ACTのいき詰まりもしばしば経験されるのが現状である。

ACT-Zero岡山は、2009年4月1日、往診専門の大和診療所（在宅療養支援診療所）と訪問看護ステーション宙で構成し、スタートした。

多職種でチームを構成しており、大和診療所（精神科医1名、作業療法士1名、精神保健福祉士2名（内、1名非常勤）、臨床心理士1名（非常勤））、訪問看護ステーション宙（保健師1名、看護師3名（内、1名非常勤）、作業療法士1名（非常勤））となっている。

#### ACT-Zero岡山の理念

- ・病気からの回復だけでなく、利用者や家族が自分らしい人生を生きられるようリカバリー（回復）を支援する。
- ・地域の中で、利用者や家族のニーズを大切に、ケアマネジメントを実践する。
- ・地域や医療から孤立している重度の精神障がいを持つ方々が、人や医療と緩やかに出会えるよう新しい視点・発想・関わりでACTを実践。

活動のための一週間のスケジュール、一日の流れがあり、入院に向けての24時間体制ではなく、ニーズに沿うための24時間体制として、電話や訪問に応

じている。

しかし周囲は明らかに A C T の判断より早い段階での入院目的の介入を依頼してきており、そこにギャップを感じている。

利用者の状況は、男性 24 名、女性 26 名の総数 50 名。具体的に、部屋の片づけ、料理、一緒に外食、野菜を植える、散歩、家探し、懐かしい曲を一緒に聴く、無言の利用者さんとババ抜き、そばにいて一緒に過ごす、家族との橋渡し、他科受診援助、仕事探し、ホステル見学、注射、点滴等を行い、それぞれのホッとする時間、楽しい時間を過ごしている。

従来の精神科医療では、再発・精神症状悪化への早期介入として外来での薬物調整を行っていたが、A C T は予防的発想で、生活の場で環境調整を行う「生活の場での精神科医療」を実践している。

そして、A C T がもつ医療とは、地域や家族から治療、入院を促すような本人へのアプローチがあった場合に防波堤となり、周囲に向けての医療を展開することである。

パネリスト③綾部小百合氏 N P O 法人岡山精神障害者家族会連合会

(N P O 岡山けんかれん) 事務局長

『県連としての家族会活動

～地域の社会資源としての家族の在り方～』

N P O 岡山けんかれんは、昭和 40 年に岡山県精神障害者家族会連合会として結成され、平成 18 年に特定非営利活動法人岡山県精神障害者家族会連合会と法人化された。

事業には、精神保健の啓発促進に関する事業、精神障害者の社会復帰に関する事業、基幹型地域生活支援センター運営事業（支援センター ゆう）、精神障害者家族の会の育成と家族間の親睦融和をはかる事業、障害者自立支援法に基づく事業、といったものがある。

家族自身の力に注目した「家族による家族学習会」を、N P O 地域精神保健福祉機構・コンボとの協力のもと行っており、

- ・病気についての正しい知識や当事者への対応の仕方を学ぶ
- ・家族同士の支え合いの場を得る
- ・家族間の孤立感を軽減する

ことを目指している。

家族会は地域社会資源であり、「家族が元気になること、誰かの支えになること」を目的としている。

そして家族の持つパワーが更に貴重な社会資源となっていく。2600人のサ

ポーターが県内に存在しており、この人たちが関係機関と連携して支援に回れば大きな存在となると考える。この部分の整備がNPO岡山けんかれんの重点課題である。

Aさんが精神科病院に入院している場合の家族が望む連携図とは。本人に対しては、病院の外での生活の場面ごとの不安に、適切な人が適切な助言を行うことで不安軽減につなげることができ、退院を可能なものとする。

また本人同様に家族も退院に不安を持っており、安心できれば退院を支持できると思っているため、家族会は、情報提供や家族会の相談活動を通して家族の不安を軽減するという役割を担うことで、退院支援につながる。

そして、地域で暮らすAさんが一人ぼっちになってしまわないよう、住居だけでなく日中の居場所や見守り体制を整えることができれば、Aさんは安心して地域生活を送ることができる。

このように、地域生活を支えるには、ネットワークを組んで連携することが非常に重要と考える。

パネリスト④白石泰三氏 就労継続支援B型事業所ふあみりお 施設長  
『ふあみりおという場所から  
～地域で暮らす日々の中のあたりまえを大切に～』

ふあみりおは、NPO岡山けんかれんが運営する基幹型地域生活支援センターゆうにおける、ゆるやかなつながりの中で「働きたい」「活動の場がほしい」という声から、それぞれの目標に応じた就労・活動の場をつくろうと、声を実現した活動の場である。

そして「日中活動できる場があれば」というのは、けんかれんとおかやま入居支援センターとの共通の目的・課題である。

ふあみりおでは、日々の中の「あたりまえ」を大切にしたいと考えている。誰だってあたりまえに働きたい。誰かの役に立ちたいと思っている。そして、あたりまえに苦労して、あたりまえに達成感を味わいたいと思っている。ふあみりおは、そんな「あたりまえなこと」のありがたさ、素晴らしさを、ただ何となく一緒に感じられる場所でありたいと思う。

そしてまた、活動の場として、それぞれの目標による就労支援を行う必要がある。信頼関係を築き、本人の目的・目標が共有できて初めて話し合うことができるため、「専門職」として、共に生活に向き合う覚悟、知識、情報、客観性・冷静さ、わきまえ、「協働」の姿勢・意識を保つこと——を求められていると

自覚し、本人が納得して決めるということを支援したいと考える。  
支援としては、本人を中心とした連携・協働が必要で、公的機関、医療機関、保護機関、民間事業所、民生委員等つながれるところからつながっていくことになる。

しかし、つながりにくいこともあります、それは関わりの頻度や関係性、機関それぞれの役割と立場があるためで、またそれぞれ一生懸命に取り組んでいるからこそ思いが食い違うときもあると言える。

そのような場合には目的を確認し、「本人が希望する生活」に向かっていくことが重要。ついつながることに力を注ぎがちであるが、本人を中心とした「協働」こそが重要なのである。

#### 家族会連合会（精神保健福祉士）として考える課題

##### ① 地域移行定着という課題

家族の、地域生活を抱える不安に配慮し、体制を整えるためには、家族や特定機関のみではなく、地域全体で支えていける社会にしなければならない。

##### ② 普及啓発という課題

社会には、知らないことによる偏見やスティグマがある。言葉での理解には限界があり、相手を理解するには一緒に過ごすのが一番の近道。

##### ③ 地域づくりという共通課題

「日中活動の場」=人とのかかわり・つながりであり、障がい者専用サービスのみで完結するものではない。

制度・事業を利用するメリットを活かし、障がい・世代関係なく全員がそれぞれの役割を持つ。それぞれの場で、できるところから取り組み、続けていく中で、つながっていく。地域の中に必要なサービスや活動の情報が手に入り、選べる仕組みがあるのである。

ふあみりおでは、「地域との交流」をするのではなく「当たり前に共に過ごす時を大切に」、「とにかく続けること」を目標にすることを推進している。

パネリスト⑤阪井ひとみ氏 NPO法人おかやま入居支援センター 理事  
『おかやま入居支援センターの取り組み』

おかやま入居支援センターの理事であり、また支援を必要とする方々に物件をご紹介する仲介業者でもある立場で、NPOを立ち上げる前からの活動とあわせてこれまでの実践を報告。

こういった活動を始めたのは、劣悪な環境の住居しか住む場所が

ないと思い込んでいる方々と出会ったのがきっかけ。そういった住居を提供して、家賃を受け取っている大家さんがいることに腹が立ち、その物件に住んでいた人に転居をすすめた。豊はぼろぼろ、ねずみが走り回り、お風呂やトイレ設備が不十分なところに住んでいた本人の身なりは決してきれいではなかったが、住居が整うことで本人の身なりもきれいになるという変化があった。



支援している方の以前の居所を  
紹介したパネル（奥）



報告の様子

最近では、夜が怖くて一人で眠れない女性に、毎晩のように枕元で本を読み聞かせ、安心感を提供しながら「怖い」という思いにとことん付き合っている。やり方が良いか悪いかは分からぬが、必要と思うことをやってきた。しかし、何かあった場合に、どこに連絡をしたら良いか、誰がかかわってくれているのかが分からぬ中で一人でできることには限界がある。NPOは、ネットワークで地域生活を支援するということを目指しているので、連携を取り合いながら、ご本人に安心を提供したいと考えている。

### 《お断り》

パネリストの皆様のご報告は、資料をもとに文章化し、編集させていただきました。

報告交流会でご報告いただいた内容と表現が異なっている部分もあるかもしれませんので、お詫び申し上げるとともに、ご了承くださいますようお願ひいたします。

## 障がいのある刑余者及び被虐待者の入居支援体制構築事業

おかやま入居支援センターでは、平成23年8月より、独立行政法人福祉医療機構の助成を受け、障がいのある刑余者支援及び被虐待者の入居支援体制構築事業を行いました。この事業は、「緊急案件に対応できる体制を作り、支援対象者を拡大する」ことを目的とし、実際の支援内容は、1室のシェルターを保有し、緊急支援が必要な案件に対応する、及び、生活の安定を図る、というものでした。

部屋には、一通りの電化製品、折り畳みベッド、布団、緊急食材等を準備し、安心した環境を提供しました。



部 屋



キッチン



キッチン周り



バス・トイレ



収 納



緊急食材

できる方は、キッチンを利用し、自炊を行いました。

緊急食材には、カップラーメン、レトルトカレー、缶詰等、すぐに食べられるものを準備しています。

### 1. シェルター運用について

運用開始 平成23年8月～

◇利用人数 4名

◇内訳

性別 男性・・・2名 女性・・・2名

年齢 10代・・・1名(利用当時)

20代・・・2名 30代・・・1名

◇平均利用日数 20.3日

◇事例

【Aさん】 女性 30代

・利用期間 平成23年10月 21日間

・類型 障がいのある被虐待者

・対応

① シェルター利用中に生活保護申請。

② 関係者が集まり、役割分担および生活の組み立てについて話し合う。

※問題点 生活、金銭管理に支援が必要。

⇒ヘルパー、日中活動の場、成年後見制度等。

・結果

生活保護受給決定し、アパートへ転居した。

日中活動の場を確保し、ヘルパー利用をしながら一人暮らしをしている。

保佐人による金銭管理を開始した。

【Bさん】 男性 20代

・利用期間 平成24年2月～3月 22日間

・類型 障がいのある被虐待者

・対応

① 支援者不在のため、地域の生活支援センターへつなげる。

※どのようなネットワーク形成をするかというところから検討が必要。

② 家族、職場調整

・結果

家族の協力を得ながら地域生活を送れる可能性が見えた。

成年後見制度（補助）の利用へつなげ、本人に安心を提供する。

※個人を特定できないようにするため、詳細は控えております。

## 2. 刑余者支援について

期間 平成21年3月NPO設立以降

◇主な申込先 更生保護施設

◇申込人数 6名

◇内訳

性別 男性・・・6名

年齢 50代・・・1名 60代・・・3名 70代・・・2名

※障がいがあった方 3名

◇支援方法

NPOが保証人となった・・・2名

NPOが緊急連絡先となった・・・1名

その他

・本人がNPOの支援を必要としていることが判明し、取り下げ

・支援開始後、本人の行方が分からなくなつた

約3年の活動を通じ、刑余者（罪を犯した人）に対する支援については、次のことことが分かりました。

NPOに支援申込をする方の傾向で言うと、高齢者、障がい者の方は、支援申込時に何らかの支援ネットワークが形成されています。

しかし、刑余者の方については、地域で生活をするにあたり、一から支援ネットワークを形成する必要があります。

つまり、支援ネットワークを形成できる人は、支援があることで本人の安心につながり、地域での生活に移行できるのですが、支援ネットワークを形成できない人が、もしネットワーク形成できないままに入居してしまうと、支援ができなくなる傾向にあると言えるのではないでしょうか。

支援ネットワークの重要性を強く感じる結果でした。

おかやま入居支援センターでは、この結果を受け、障がいのある刑余者及び被虐待者の入居支援体制構築について、更なる取組へとつなげるための報告・意見交換会を開催しました。

## 報告・意見交換会

平成24年3月4日（日）、刑余者の地域生活支援について、報告・意見交換会を開催しました。

以下にご報告いたします。

### 《理事長ご挨拶より》

おかやま入居支援センターが刑余者の問題に取り組むようになった経緯について説明。

平成21年にNPOを立ち上げてから、高齢者・障がいの方々のアパート入居等の支援をしてきたが、罪を犯して地域に帰ってこられた、あるいは執行猶予になって刑務所から出てこられたとき、「住む場所がない」といった理由でNPOが支援をすることになった方々の中にも、障がいのある方や高齢の方が多数いらっしゃった。

それ以外の方々との違い、難しい側面が一方であったものの、うまくいった例もあったので、おかやま入居支援センターで取り組んでいく課題と考え、今年度、福祉医療機構の助成を受け、刑余者、虐待を受けた障がい者のためのシェルターを運用してみようということになった。

そのシェルターの運用実績をふまえて報告の場を持ち、少しずつ分かってきた刑余者の方への支援について、入居、生活のサポートが今後どうあるべきかを考えるためにこの報告・意見交換会を設けた。

パネリスト①原田 和明 氏 南海福祉専門学校

地域生活支援センターすいた以和貴

『出所者、退院者支援及びその他要援助触法者支援について』

まずは全国的な報告。地域生活定着支援センターが全国的に展開されていて、未設置県は福島県、新潟県。福島県は震災の関係でオープンが遅れていたが3月中には稼働予定。新潟県は24年3月に設置予定。これで年度内にすべての都道府県で定着支援センターが揃うことになる。

受託団体は様々で、それぞれの地域生活定着支援センターによってカラーが異なる感じがする。

特別調整と一般調整の問題について、ほとんどの定着支援センターが、メインは特別調整となっている。

特別調整、一般調整ができたおかげで刑余者支援が進んだ面はあるが、外野から見ているとかなり粗がある。

もともとは被疑者被告人支援から入り、定着支援センターができる前から出所者支援をやっていたが、その立場からすると、これができたから良いこと悪いことがあるという気がしている。

成人矯正は、一般調整ケースの要支援ケースに対応をきちんとされている定着支援センターと、なかなかそこまでは行けていない定着支援センターとがあるという感じがする。

既に出所している人や、家族などからの相談があるが、そういう相談をすべて受け切れているところと、なかなか受けるのがしんどいというところがあるのも、話を聞いていて思っている。

定着支援センターができて全国的には、要援助出所者というところの受け止めはできるようになりつつある。

問題は、受け止めたときに、どこに住むのか、最終的にどこに行くのかというところがまだまだ未整備というところが非常にこういう支援を苦しくしていると思っている。

今かかわりが多いのは、退院者の支援。定着支援センターができて、支援がある程度行き届いてくると、こぼれ落ちてくるのは、退院者である。

ほとんどの少年院の場合、仮退院をする。満期退院は少年院の場合は少ない。となってくると、一般調整となる。特別調整は、満期退院しか対応していない。少年院の場合、基本仮退院なので、保護観察官も守りに入るがなかなか守れずに、難しい家庭にも仮退院してしまう。

少年は可塑性があるということもあるが、だからこそ福祉的支援の課題が多い。大阪管区で、知的障がい、発達障がいの男性は、宮川医療少年院に行く。伊勢なので非常に遠いが、何回も往復しながら支援していく。そういう状況が生まれるのも問題である。

被疑者被告人の福祉的な対応というのはある程度されてきたが、非常に不十分。被疑者被告人の対応では、裁判で更生支援計画書を提出し、必要な場合は、証人に立つといった支援をずっとやってきたが、なかなか定着はしないという思いがある。

被疑者段階で、いかに障がいがあるとか認知症のある高齢者とかいうことをはっきりさせていって、そういう対応をしていくことができるかが大事。

取り調べの可視化はどんどんやってほしい。

刑事事件の判決前調査というものをやっていく必要性は、日本には少年の家裁の調査だけで成人の場合にはないので、そういうことの重要性は非常にある。

あとは、居住、住むところを決める。もしくは、住んでからの生活支援をするというような福祉的支援を行うことで再犯が防止され、自立更生されるという点は、刑余者も少年院の退院者も含めて、そういったことが非常に有効である。  
福祉的ニーズがありながら、それを解決する手段を考えないままに裁判にのつかっていって、結局刑罰に服すというような形、もしくは執行猶予になつてもう一度やらざるをえない再犯をしてしまい実刑になる、というケースをどう拾っていくかというのが、これから課題。

あと、刑務所を出た人はもちろん、不起訴になった、執行猶予になった、罰金刑になった（罰金刑でもお金がなければ労役する）といったあとにどうするのかということ、少年で1号観察になったが、とても家の状況が悪く、家には1号観察ではいられないという人もいた。手続き的に更生保護施設が使えるが、なかなか少年を入れるのに抵抗感があるところもある。結構苦労もして、いわゆる社会内処遇という風になつた人たちをどういう風に支えるのかも重要。  
犯罪をした者、あるいは非行のある少年を更生保護では対象者としているので、そういった人たちへの支援というところもまだ不足している。  
これは予防的なものなので、出口から出てくる人ばかりを支えても、結局入る人を防がないと意味がないという視点は必要。

最近は加害者家族支援という、ついに開けてはいけないパンドラを開けてしまったが、支援を少しずつやっている。

今日の報告でシェルターという話が出たが、実は加害者家族も逃げ回っている形態がある。

実際に話を聞いた家族も、1ヵ月間マスコミから逃げるために雲隠れをしていた。その間に、庭の植木は全部枯れた、と言っていた。

加害者家族が被害者になっているという側面が、現実としてある。加害者家族を支援するというはどういうことかというと、本人が罪を償つて出てきたときに、受け止めるところをちゃんと支援している姿。

加害者家族支援というのも非常に重要なものであるという認識をしており、加害者家族のシェルターも本当は必要なのではないかと考える。

まとめ。地域生活支定着援センターができて良かった。

少年の場合は、特別調整に乗っからないことが多いのでどうするのかという問題点が残っている。

被疑者被告人段階もしくは執行猶予などの社会内処遇（罰金刑も含む）の人たちへの支援はまだまだ整備されていないので、結局は入り口が防げていないと

ということ。刑事手続きのいろいろなステージがあるが、ステージに応じた福祉的支援を入れていくことで、かなり再犯を防ぐことができるのではないかと思う。「このステージではこういう福祉的支援を考える」といった体系立てられたものが必要なのではないか。そして最後に、加害者家族支援ということにも目を向けていく必要性がある。

パネリスト②中川 芳子 氏 地域生活定着支援センター 所長  
『地域生活定着支援センターコーディネート業務における連携  
～シェルター機能と中間機能について～』

本事業は、平成18年のJR下関放火事件が契機と言われている。74歳の軽度の知的の障がいのある高齢者が刑務所出所後、行き場がなく生活困窮のため、そして刑務所に戻りたいがため、起こした事件。厚生労働科学研究で、罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究が、平成18年から3か年行われた。知的障がいの範囲とされる知能指数69以下の新規受刑者については、毎年高齢者犯罪が増加傾向にあって、支援が届かず犯罪を繰り返す、負のスパイラルに陥っている。

罪を犯した高齢者や障がい者を福祉で受け入れるために、その研究成果が様々な施策として反映され、厚生労働省サイドでは、矯正施設から福祉をつなぐ、地域生活定着支援センターが設置をなされた。

平成24年2月現在、全国で46カ所である。

障がい者や高齢者の再犯につながる要因として、出所時、出所後の相談支援体制、生活の場である帰住先の確保、生活方法の習得についての支援がまだまだ確立されていないことが挙げられる。

出所後の帰住先が確定しない場合については、保護観察もつかず、地域生活が困難となり生活を維持するために再犯に至るケースが多いのが実態。

実際、親族等の受け入れ先がない短期釈放者は、7200人で、その中で高齢者、障がい者の方は1000人にのぼる。

定着センターは、高齢または障がいのために福祉の支援が必要な矯正施設出所予定者について、保護観察所と共同して、出所後地域の中で安定した生活ができるよう、生活を調整している。

岡山県では、岡山県社会福祉協議会が全国で38番めのセンターとして、昨年1月に受託した。

地域生活定着支援センターの対象者は、岡山県内で出所し県内に帰住する方、そして岡山県外で出所し県内に帰住する方を、保護観察所と共同して支援するという2つの役割をあわせもっている。

事業の対象は、

- ・高齢または身体、知的、精神的な障がいがあると認められる
  - ・矯正施設退所後の帰住先がない
  - ・矯正施設退所後に福祉サービス等を受けることが必要であると認められる
  - ・センターの支援を本人が希望し個人情報の提供に同意している
- など、6項目すべての条件を満たす方で、この方々を特別調整対象者としている。

帰住先がある場合でもセンターの支援が必要と判断される場合には一般調整対象者としている。

対象者の選定は、矯正施設においてなされ、保護観察所との協議のうえ、対象者として認定され、センターに調整が依頼される流れとなっている。

センターでは、司法機関である矯正施設、自治体、福祉、医療等、関係機関と連携は必要不可欠である。

こうした中でのセンターの主な業務内容は、保護観察所または他県センターからの依頼に基づき矯正施設入所者等を対象とし、受入施設等のあっせん、または福祉サービス等にかかる申請支援を行うコーディネート業務。

矯正施設退所後、福祉施設等利用している本人に関して、本人を受け入れた施設等に対する助言、また支援を行うフォローアップ業務。

矯正施設を退所した高齢者や障がいのある方の福祉サービス等の利用に関して、本人、家族含め関係者からの相談に応じ、助言その他必要な支援を行う相談支援業務。

依頼を受けて当該の矯正施設に出向き、対象者の方と面接を行い、本人の意思、心身の状況、社会保障の必要度、福祉的なニーズ、福祉サービスを利用するまでの問題点等を挙げる。

収集した情報に基づき本人が出所後円滑に社会保障、また福祉サービス等を受けることができるようにするための調整計画を作成する。

この計画に則って、本人の出所後の受け入れ先となる、また帰住先となる住居、そして社会福祉施設を確保するための調整を行うとともにそこで必要とされるサービス等の申請手続き、といった支援を行う。

岡山県では、事業開始から2月末時点で、15名にコーディネート業務を実施した。特別調整対象者11名、一般4名。対象者の属性は、高齢者9名、知的障がいのある方1名、精神障がいのある方2名、重複の方3名。

岡山県の特徴として、県内の矯正施設から帰住する方が多く、当該県センター

と連携して支援を行っている。日々の業務の中で「つなぐ」支援の中でのシェルター機能と中間施設について多くのケースは生活に困窮し、再犯に至る人が多く、どこかで誰かが何らかの支援ができていれば、再犯を繰り返さなくてもよかったのではないかと思われる方々ばかり。特別調整対象者の方は、どう助けを求めて良いかが分からぬ社会で生活していく上で、必要とされる社会的知識が乏しい方が多いことも分かつてきた。

矯正施設から福祉施設につなげる支援を担っているが、刑務所を出る前に社会保障や福祉の手立てが整わず、福祉的アセスメントをもう少し必要とする場合については、更生保護施設等の中間施設、シェルター機能を有する施設でいったん受け入れてもらい、そこでアセスメントをしつつ、福祉サービス利用に必要な手帳等の取得のための申請、生活保護の申請、その後の生活基盤を整えていく調整にあたっている。

こうした更生保護施設等の中間施設やシェルター機能を有する施設が、司法から福祉へのソフトランニングのために大変非常に重要な社会資源である。

中間施設等に入所して、その間に、福祉の手続きが整うこと、また更生保護施設等での生活実態は、そのままその後の受け入れ先の社会福祉施設や地域に安心感を持ってもらうことにもなる。

あくまでも中間施設なので、次のステップである福祉や一般生活にうまくつながるために支援が必要となる。

事業スタートし、1年が経過。

司法と福祉の前例のない共同事業として、特化の違いを目の当たりにし、試行錯誤しながら支援の基礎づくりに取り組んでいる。

1年間事業にかかわって、支援をしていく中で、我が国のセイフティネットの脆さ、縦割り行政の弊害、負のイメージ、受け皿の困難性、他機関連携の理解促進等、大きな課題を目の前にし、微力ではあるが福祉への橋渡しをしているのが実情である。

また支援対象者が増えるに従い、新たな課題も見えてきた。

例えば、事業内容で触れたフォローアップの内容とその期限、他県の定着センターの支援の役割分担、関係機関との効果的な連携の在り方等々。

設置数も増えた支援の標準化。それぞれの定着支援センターがそれぞれのやり方で、進めているのが現状。定着支援センターの支援の標準化が自前の課題でもあり、共通理解と基本軸が必要であるとも考える。

支援を通して現在のセイフティネットについてさまざまことを考えさせられ、改めて他機関連携の実効性のあるネットワークを痛感している昨今である。

パネリスト③邊 公律 氏 弁護士法人岡山パブリック法律事務所 弁護士  
『岡山パブリック法律事務所のシェルターによる支援について』

平成21年9月に弁護士登録し、岡山パブリック法律事務所で弁護士としての業務をスタートした。その最初の月に、拘留判決を受けて釈放した方のシェルター利用、入居の支援をしたことがあって、岡山パブリック法律事務所のシェルターの運営にかかわってきた。

平成23年、1月から2月の間、パブリック法律事務所で2つシェルターがあり、シェルター入居者が10人いた。その中で、広い意味での刑余者として受け入れた方が5名。その他は別のルート。

刑余者は弁護士、弁護人から持ち込み、もしくは岡山パブリック法律事務所の弁護士が弁護人をしたという経緯である。

その他は、福祉事務所のケースワーカーから一時的にということで依頼があり、シェルターを利用したというケースや、県内のNPOからの依頼で一時的に受け入れたケース等がある。それらのケースは刑余者ではない。

岡山パブリック法律事務所のシェルターは、2009年2月から岡山市内でワンルームマンションを賃借して、また貸しする形で運営。

現在は岡山市内2部屋、津山市内に1部屋。

完全に独立して運営しているので、利用者には原則生活保護を申請してもらう。シェルターは生活保護申請中および、保護開始決定後転居先が決まり生活が安定するまでの一時的な利用としている。

当初は、ホームレスの方の自立支援のための利用を想定していた。

2009年～2010年の頭まではそういう利用もあったが、ホームレス生活をしている人が飛び込みや何らかの紹介でシェルター利用に至ることはなくなって、ほとんどが支援している人からの依頼となっている。

シェルターの対象は、障がいがあるない等の基準はないが、すぐに就労するのは難しいだろうと思える方を想定して、支援している。

就労支援は、岡山の野宿生活者を支える会が市から委託されて就労支援をしているので、そちらの方が手厚い支援が受けられるし、棲み分けという意味もあり、その方にとて良い方に行けばよい。

このように、すぐに就労できないケースを主に受け入れている。

対象者は、ほとんどが執行猶予付有罪判決を受けて釈放されたケース、罰金刑を受けて刑を終えて釈放されたケース、逮捕拘留されてその後釈放されたケース。実績としては、岡山刑務所以外を受け入れたケースはない。

受け入れた流れとしては、弁護人から打診があり、生活歴、家族関係、病歴等

調査したうえで、事務所内の3人の社会福祉士とともにどのようなことが問題か意見交換しながら検討する。

また所内の委員会で話をしながらどういう受け入れ方が良いかを決めることがある。

釈放された本人に事務所に来て入居の手続きをしてもらい、生活再建を頑張ることについての意欲の確認をする。この確認は、段々慣れてくる中で問題が起るので、意識的にやるようになった。

生活保護申請については、刑余者の方に対しては全件同行してきた。

転居先は、だめだったら支援するがまずは自分で探してみてもらう。

保証人、緊急連絡先を確保できるかが大きな課題で、入居支援センターでお世話になることもあるし、その他親戚に何とか頼み込んで、という場合もある。

転居までたどり着けば1つのゴールとしてやってきたが、継続的な支援、かかわりも必要だということで、そのかかわり方については、事務所内で問題になった時期があった。

そして1つの形として、成年後見制度（補助人）として関与を継続するというケースがある。

また入居支援センターで支援の決定を受けてかかわってもらっているケースもある。

このように、転居後の関与を継続するケースもある。

対応、支援をしてみて感じることは、一言でいうと、やはり難しい。

難しいのは、さまざまなリスクを抱えている場合が多いのに、リスクについて、支援を開始する時点で何のケアもないケースがほとんどであるという点。

腰痛があっても医者にかかるお金がない、障がいがあっても認定を受けていない等、対応していくことが当然必要で、生活保護申請の際、そういういたケアもあわせて行うことになる。

問題についてのケアはうまくいったりいかなかつたりで、実際にうまくいかなかつたケースもある。

例えば、他者とのトラブルで支援しきれなくなり、医療的な対応をもっと積極的にとっておけばよかったと思うケース。

また、入居の場合に保証人、緊急連絡先が必要で、親族と切れていることを再確認させられることは、本人にとってショックなこと。親族をあたっていく中で、連絡が取れそうで取れない、話ができる中で厳しいことを言われた等、本人にショックを与えてしまったケース。

そして携帯電話についてはどこかで滞納があるため契約がハードルになって落ち込み、転居が難航する中である日突然いなくなつたというケース。

これらの失敗例を前提として考えると、やはり入居前の生活の把握、アセスメントをきちんとしないといけない。

シェルターに受け入れる段階で、乏しい情報で判断せざるを得ないといけない状況がうまくいかない理由の1つになっている。

受け入れる前のアセスメントをちゃんとするためにも、刑事事件の弁護人としてかかわっていた弁護士にも、本人の出所後の支援をする重要な存在としてかかわってもらう必要がある。

自分たちだけで抱えてしまうと負担になってしまい、かかわる人が多ければ多いほど、本人にとって効果的な支援ができる。

#### アンケートでいただいたご意見・ご感想

- ・今まで馴染みのない分野について理解を深めることができた。
  - ・役立つ情報が得られた。
  - ・スキルアップにつながった。
  - ・必要ながら大変なこの事業について、これだけのネットワークができつつあることに希望を感じる。
  - ・社会的更生条件の不備を痛感してきたが、自分たちで改善の歩みを始める意義は大きいと思う。
- など。

貴重なご意見、ご感想、ありがとうございました。

#### 《お断り》

パネリストの皆様のご報告は、編集させていただきましたので、内容と表現が異なっている部分があるかもしれません。

また、ご質問いただいた事柄など大幅に省略しております。

お詫び申し上げるとともに、ご了承くださいますようお願いいたします。

## 表彰されました

今年度、おかやま入居支援センターは、地域の権利擁護支援の推進に取り組んでいらっしゃる、全国権利擁護支援ネットワークより、「第1回 アドボカシー・オブ・ザ・イヤー～わが町の権利擁護支援～」の表彰を受けました。

全国各地に、さまざまな形で権利擁護支援に取り組んでいる団体等がある中で、おかやま入居支援センターが選ばれたということは、大きな自信になりました。ありがとうございました。

なお、副賞には、帯広ケア・センターの農産物をいただきました。



## ま　と　め

おかやま入居支援センターの設立から3年が経過しました。

関係機関と協力して高齢者・障がい者個人毎の支援ネットワークを構築し、賃貸物件への入居を支援してきました。

今年度は、おかやま入居支援センターを紹介したDVDが全国各地で上映され、個人に着目した権利擁護ネットワーク構築の取組が注目されました。他方、おかやま入居支援センターは、様々な課題にも直面しています。

入居した後の生活の安定をどのように確保するか。活動エリアをどのように拡大していくか。個人に頼らない普遍的な仕組をどのように創っていくか。継続して活動するために法人の運営体制をどのように安定させるか。等です。

おかやま入居支援センターは、法律・福祉・不動産仲介の専門職理事が1件毎に担当者となりケース会議に出席する等の個別支援を行っています。このやり方だけでは、対応可能な件数とエリアに限界があります。

また、岡山県から「精神障害者入居支援事業」の委託を受けて事務職員2名を雇用していますが、事業終了時期が迫っています。

このような状況を打破し、活動を拡げつつ運営を安定させることが最大の課題です。

そこで、今年度は、障がい者支援の先進地である北海道の帯広と浦河の視察を実施しました。

帯広では、グループホームの運営、共同住宅の運営、作業所の運営、福祉を活用した街づくりなど多くのヒントをいただきました。

浦河では、当事者が、社会福祉法人、会社、NPO等を創り、グループホーム、食堂、喫茶店、昆布の販売、情報発信等を行い、当事者が自分のことを仲間とともに研究する「当事者研究」が行われていました。

浦河の「べてるの家」には、全世界から年300人の見学者を訪れており、地域における欠かせない存在になっています。

帯広・浦河は、いずれも障がい者の地域移行が進んでおり精神科病床数が半減していました。また、法人が建物全体を賃貸してグループホームや共同住居という形で住居が提供され、多様な日中活動の支援メニューが用意され、当事者による自由な選択が尊重されていました。

お会いした当事者の皆さん全てが晴れやかな表情をしていたことが強く印象に残りました。

我々は、岡山県でも地域移行をさらに進めたいと考え、視察報告会とパネルディスカッションを行いました。

岡山県内には、多数の精神科病院、アクトチーム、多数の支援機関、活動の活発な家族会などがあり、精神障がい者を取り巻く医療福祉は相当充実していますが、残念ながら、グループの枠を超えた「相互理解」が不十分で「協働」も不十分となっていたことが判明しました。

パネルディスカッションの後、早速、ある個別案件のケース会議を開き、退院に向けての一歩を踏み出すことができました。

おかやま入居支援センターは、個人の支援ネットワークの欠けているマスターピースを埋める役割を担ってきました。

今後も、このスタンスを崩さないで、「当事者の選択の幅を拡げ、その意思を尊重する」という理念を掲げ、協力いただける会員を増やすとともに関連事業を実施して運営体制を確立して、誰もが安心して暮らせる地域の実現に向けて一翼を担いたいと考えています。

皆様のご支援・ご協力をお願い致します。

おかやま入居支援センター

理事長 井 上 雅 雄

この報告書は、独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興  
助成事業の助成を受け、作成しました。

発行：特定非営利活動法人 おかやま入居支援センター  
〒700-0923 岡山市北区大元駅前1-11  
TEL：(086)221-0530 FAX：(086)221-0530